

# 用語集

## 支配株主等に関する事項 (しはいかぶぬしとうにかんするじこう)

東京証券取引所の適時開示制度において、支配株主等を有する上場会社に開示することが義務づけられている情報のことをいいます。

親会社、支配株主(親会社を除きます。)又はその他の関係会社を有する上場会社は、事業年度経過後3か月以内に、支配株主等に関する事項を開示することが有価証券上場規程により義務づけられています。

なお、「支配株主」とは、次の①②のいずれかに該当する者をいいます。

①親会社(財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいいます。)

②主要株主(金融商品取引法第163条第1項に規定する主要株主をいいます。)で、当該主要株主が自己の計算において所有している議決権と、次に掲げる者が所有している議決権とを合わせて、上場会社の議決権の過半数を占めているもの(①を除きます。)

・当該主要株主の近親者(二親等内の親族をいいます。)

・当該主要株主及び当該主要株主の近親者が、議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等(会社、指定法人、組合その他これらに準ずる企業体(外国におけるこれらに相当するものを含みます。))をいいます。)及び当該会社等の子会社